

(2) 電気設備

1) 照明灯

① 基本方針

- ・照明灯は、維持管理や植栽への影響、夜行性の虫害等を考慮して、防犯灯としての機能をもつものとしします。
- ・照明灯の配置は、街路の曲がり角や交差部等ポイント的な配置としします。
- ・照明灯の意匠・構造は、本通り、県道谷山知覧線及び県道知覧喜入線においては、歴史的雰囲気を出し和風のものとし、その他の地域では、景観に配慮したシンプルなデザインとしします。
- ・イベント時等には、矢櫃橋や景観重要樹木、石垣や生垣、腕木門等景観スポットを照らすライトアップも検討するものとしします。

② 景観形成の目標

ア) 景観スポットの照明灯

歴史的建造物や生垣・石垣、矢櫃橋等は、知覧麓ならではの大切な景観資源です。また、景観重要樹木などのランドマーク（目印や象徴となるもの）とともに、まちの物語を語るシンボルです。

これらのランドマークやシンボルのライトアップによって、これまで以上にまちの景観を大切にし、訪れてみたい・住みたい知覧麓に育てていきます。

イ) 照明灯による知覧麓の顔づくり

共通のデザインの照明灯は、「一目で知覧麓とわかる風景」、「知覧麓でしか見られない街なみ」をつくることができます。独自の情緒的な夜景づくりのため、照明灯のデザイン等も検討していきます。

ウ) サイン・看板の照明

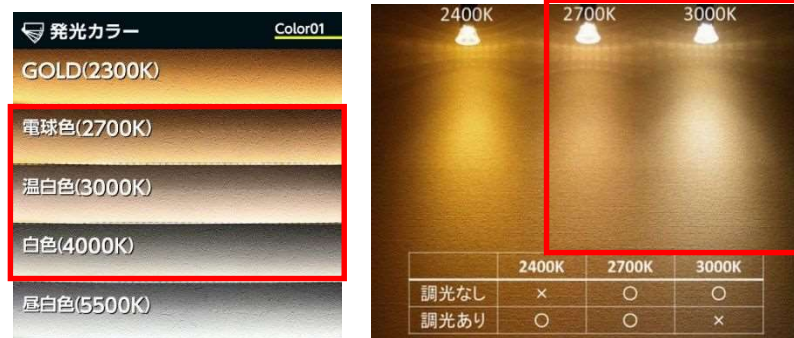
- ・武家屋敷や住宅地に相応しいものとするため、「眩しすぎる」、「派手な色彩」、「速い速度で動く・点滅する」照明灯は、改善していきます。
- ・白すぎる内照式の看板は、落ち着いた知覧麓には似合いません。既存の看板がある場合は、眩しさが夜間景観阻害の原因となる場合もあるため、交換などの段階で電球色に変えるものとしします。
- ・切文字（箱文字）型のバックライト文字や、外から照らす板状の看板は、上質な印象や和風の街なみをつくります。提灯や行灯のような和風の場合は、内照式でも情緒があるため、効果的です。

■ 照明灯の景観形成基準

L1	・あかりの色は、黄色く、暖かみのある電球色とする。 ・照明灯は、自動で点灯・消灯する調光式とし、その点灯時間は季節毎に調整するものとする。 ・配置・高さは、生垣や石垣、腕木門等、周辺の歴史的景観を阻害しないものとし、母ヶ岳や周辺の山なみの景観から突出しないものとする。
L2	・意匠・構造は、和風とし、歴史的景観に調和したものとする。 ・色彩は、原則として茶系統を基本とする。

■ 照明灯の色彩等

- ・本馬場通りや小路，商店街，住宅地では，黄色く，暖かみのある電球色とし，情緒的で落ち着いた照明灯とします。（色温度 2700K～3500K）
- ・蛍光灯やLED電球にも電球色があるため，設置の際には確認してください。



照明灯の発光カラー（電球色）

■ デザイン（案）

- ・灯具本体は，全体を統一し，歴史的な街なみに合うデザインとします。
- ・灯具のデザインは，武家屋敷の特性を表現するようなものとします。

■ 照明灯の配置・高さ

- ・照明灯は，既存の本馬場通りや小路，商店街，住宅地の配置を踏まえ，照度を検討し，配置するものとします。
- ・照明灯の配置は，伝建地区においては，生垣や石垣，腕木門等，周辺の歴史的景観を阻害しないものとします。また，母ヶ岳や周辺の山なみの景観から突出しないものとします。

■ 照明灯の事例



歴史的街なみの照明灯



出入口の和風の照明灯



伝建地区の照明灯



商店街の照明灯



石垣上のライト



壁面のライト



フットライト



ガーデンライト

■ ライトアップや、イベント、サイン照明の事例



路地の照明



外照式の看板



ちらん灯彩路（藤棚公園）

2) 電柱・電線・配電盤等

L3	・電柱等は、伝建地区においては、伝統的建造物群や庭園の景観を阻害しないものとする。商店街及びその周辺のエリアにおいては、母ヶ岳の景観を阻害しないものとする。 ・電柱等の高さは、極力低くし、伝統的建造物群や母ヶ岳の景観を妨げず、突出しない高さとする。 ・添加物等は極力少なくし、シンプルなものとする。 ・色彩は、原則として茶系統を基本とする。 ・極力無電柱化・地中化を推進し、歴史的景観の保全を図る。	全区域
----	---	-----

- ➡ 民有地への引込柱は、本馬場通りや商店街から極力目立たない配置とし、歴史的な建造物と調和した素材とします。 ※視点場にある電柱も対象
- ➡ 民有地の電線は、建物の露出配線は極力避けます。
- ➡ メーターや配電盤等は、原則として茶系統の色彩とするかまたは遮蔽する等、周辺の伝統的建造物と調和するものとします。

◆周辺景観に配慮したメーター・配電盤等の例



メーターボックス



配電盤



キュービクル

(3) 太陽光発電施設

1) 設置の可否

禁止地域：伝建エリア、本町馬場エリア、亀甲城エリア

※ 本地域では、原則として、太陽光発電施設は設置しないものとする。

設置可能地域：それ以外のエリア

屋根・・・・・・・・・・×原則として設置不可

地上（空き地）・・・・△工夫をすれば設置可能

※ 設置する場合は、図面等を持参し、担当窓口で相談してください。

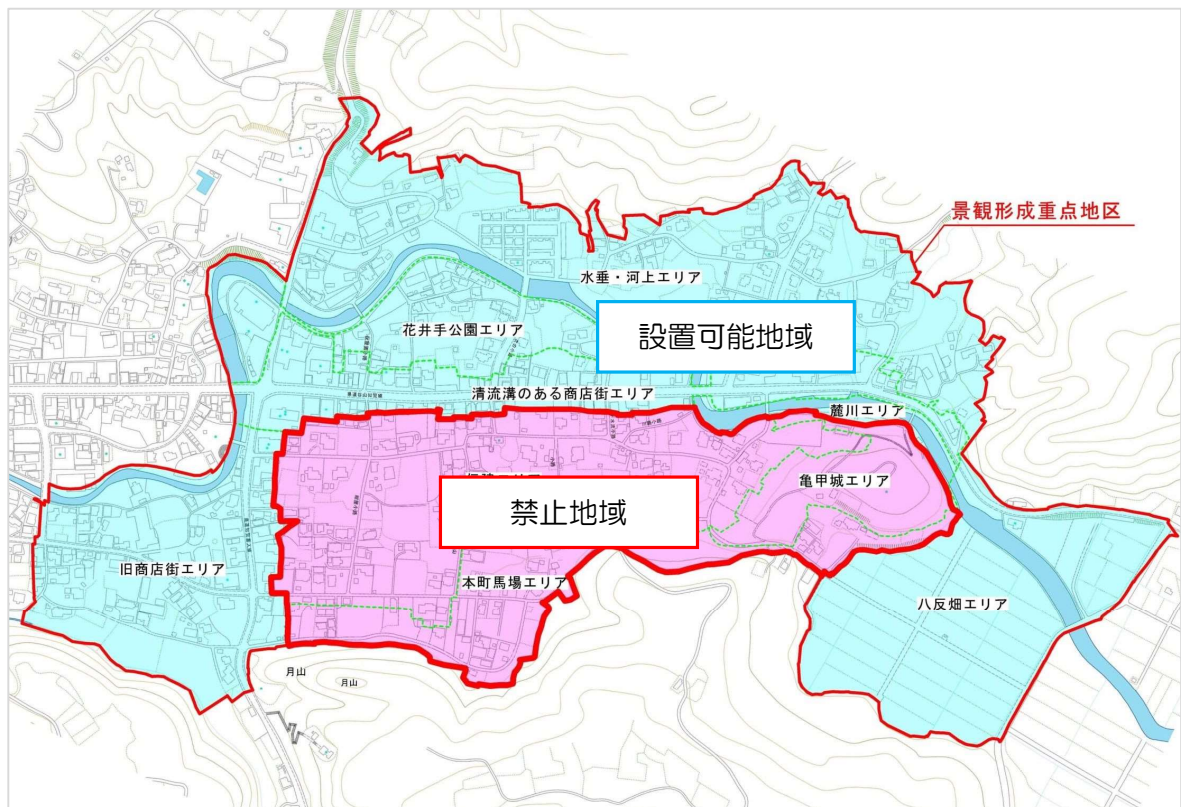


図 太陽光発電の設置基準エリア区分図

※ 借景保全区域については、南九州市景観計画の景観形成基準が適用されますが、特に知覧麓地区の視点場の視対象となる場所においては、太陽光発電設備等の設置を避けてください。

2) 設置に関する基準

F1	太陽光発電施設を地上に設置する場合は、景観に配慮し、植栽やフェンス等で目隠しを行い、目立たないように配置を工夫する。 別途「南九州市景観形成ガイドライン」(3-1-3, 3-2-3 太陽光発電施設) p.33~35, p.43 に基づく
F2	太陽光パネルの色彩は、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用し、低反射で模様が目立たないものを使用する。 [ポイント] パネルの色は青みが強いものを避け、黒、濃い灰色又は濃紺色が望ましいが、屋根色と同系色の場合は設置可とします。
F3	パネル設置に必要なフレームや架台の色彩は、低明度かつ低彩度の目立たないものとする。また、低反射の素材を使用し、パネルとの一体性や周囲の景観に配慮する。 ➡ 色彩は、黒又は濃い灰色、茶褐色等が望ましい。 ➡ フレームや架台に使用されるステンレスやスチール、アルミニウムなど反射率が高い素材は、塗装するなどして使用する。
F4	配管及び配線等は、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用する。 ➡ 無機質な配管及び配線等は屋根や外壁と同等色にするなど目立たないよう配慮する。
F5	太陽光パネルの最上部の高さをできるだけ低くするため、パネルの設置角度は 30 度以下とし、敷地が広い場合は、パネルの枚数を複数枚に分けることとする。

(4) 屋外広告物の景観形成基準

事前協議対象行為の規模

全ての屋外広告物について、事前協議の対象となります。

景観形成基準

①屋外広告物の色彩

屋外広告物のエリア別色彩基準

エリア	色彩		
	色相	明度	彩度
伝建	第1種広告物色彩基準		
亀甲城			
本町馬場			
清流溝商店街	第2種広告物色彩基準		
旧商店街			
花井手公園			
水垂・河上			
八反畑			

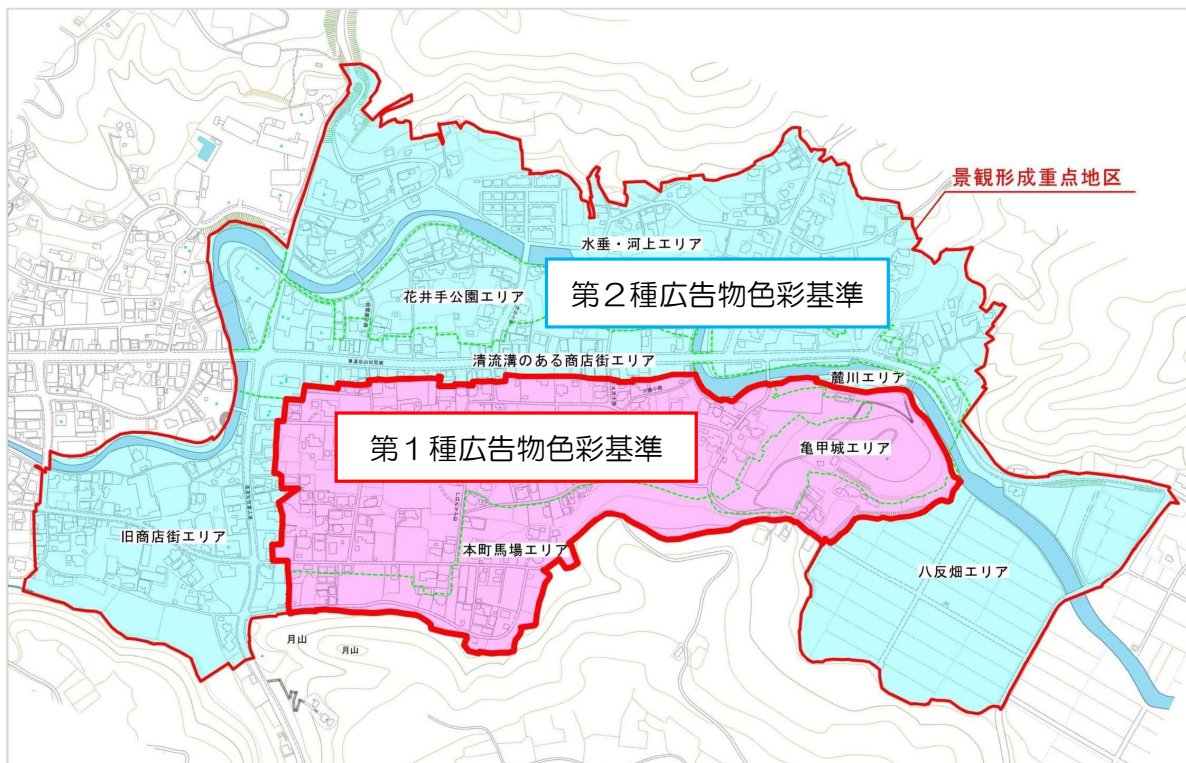


図 屋外広告物の色彩基準エリア区分図

K1	・10R～5Yの色相で、彩度4までを基調色に用いてもよいが、原則ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ等とする。ただし、着色されていない木や石などの自然素材の場合は、この限りでない。 ・のれんは、白・褐色・藍色・茶色・深緑・葡萄色・亜麻色等の色を用いること。※例に示す程度の色味とする。 ・写真を利用する広告は、公道から見える場所では避けること。	第1種 広告物
----	--	------------

➡ 伝建地区は、自然色に調和した景観色であるダークブラウン等を中心とし、のれんは、いわゆる伝統色で、「渋い」「深い」とされるような色使いとします。

■ のれん基調色（例）

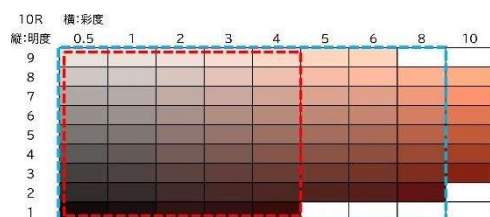
褐色 7.5PB2.5/3	藍色 7.5PB3/5	茶色 5YR3.5/4
深緑 5G3/4	葡萄色 10RP3/5.5	亜麻色 10YR3/4

K2	・基調色は、10R～YRの色相で彩度8、それ以外は彩度6までとする。アクセントカラーとしては、彩度10以下であれば、面積の10パーセントまで用いてもよい。 ・できるだけ、明度を抑えた伝統色を用いて、伝建地区との調和を図るようにする。 ・けばけばしい色の組合せ（高彩度の赤と緑の組合せ等）は用いないこと。 ・のれん等は、第1種広告物色彩基準に準ずる。 ・写真を利用した広告は、公道から見える場所ではなるべく避けること。	第2種 広告物
----	--	------------

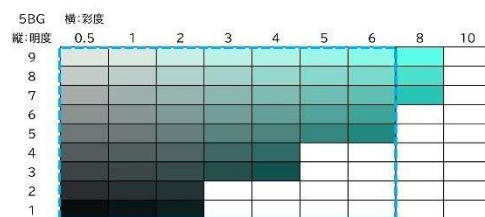
➡ 商店街は、にぎやかさを演出するために、広告物の彩度基準を上げます。ただし、伝建地区との調和を考えた色づかいを検討します。

マンセル表示色の例

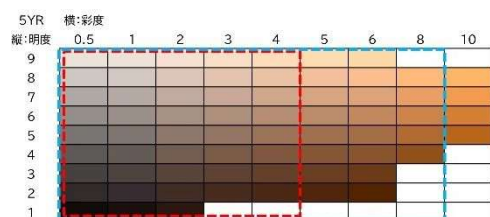
10R



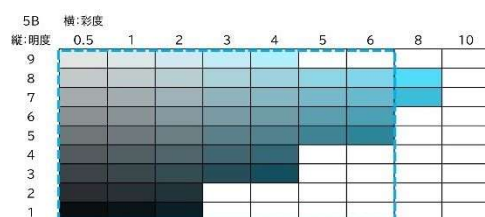
5BG



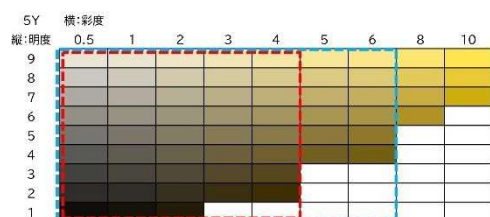
5YR



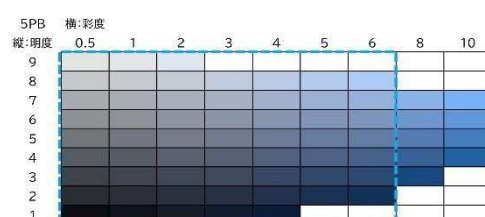
5B



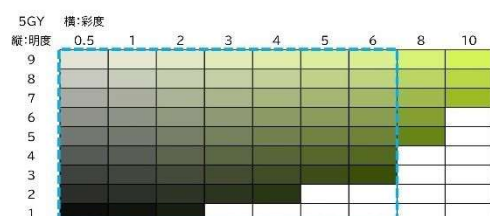
5Y



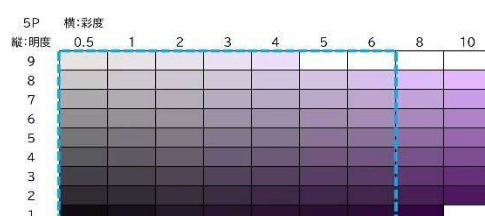
5PB



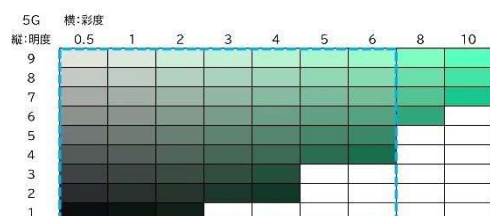
5GY



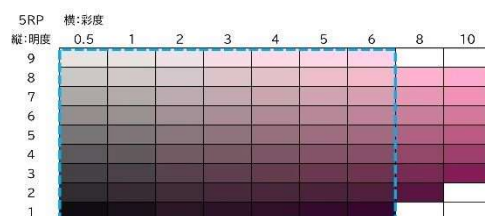
5P



5G



5RP



凡例

第1種色彩基準

第2種色彩基準

②配置・規模

K3

公共広告物を除き，原則として自家用広告物以外の広告物を設置しないように努める。

➡ 屋外広告物の乱立は景観の悪化を招きます。

K4

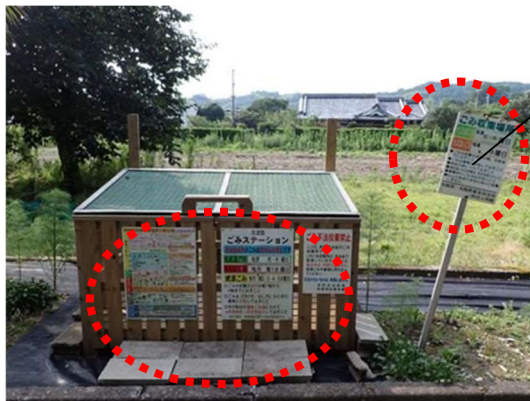
のぼりやはり紙・はり札はできるだけ避ける。

➡ やむをえない場合は，自分の敷地内のみにとどめ，最低限の数としてサイズや位置を工夫する。

K5

屋外広告物の集約化に努める。

➡ 屋外広告物を設置する際は，伝えたい情報や，設置する場所をまとめます。景観向上だけでなく，見やすさや費用の低減につながります。



ゴミステーションの看板の例

同じ内容の看板が2つあります。
野立看板は撤去し，集約に努めます。



⇒看板が整理されている例

K6

屋上には，原則として屋外広告物を設置しない。

➡ 瓦や美しい勾配の屋根を楽しんでいただくためにも，屋上広告物の設置は避ける。

K7

周囲の景観と調和した色彩・意匠とするよう努める。

➡ 屋外広告物は，目につきやすいよう鮮やかな色使いをしがちです。雰囲気創出のためにも，「まわりに合わせて，少し色を抑える」と考えることが大事です。

K8

屋外広告物の集約化のため，駐車場等の場所に案内サインを設けるよう努めること。

その他にやむをえず誘導サインが必要な場合は，視点場の眺望を妨げない場所を選ぶ。数は原則，各路線に1個とする。

➡ 屋外広告物を敷地内に設置するだけでは，どこに行けば良いのかが分かりづらく不親切です。駐車場等公的な場所に，公共の案内サイン・誘導サインを設置することが必要です。

◆駐車場近くの観光案内マップ



K9	店舗等に設置する屋外広告物は、最低限の数量とする。	
	➡ 屋外広告物の乱立を避ける。	
K10	個々の広告物の面積は、2㎡を超えないように努める。 最上端の高さが地上高2mを超えないように努める。	第1種 広告物
K11	立て看板は、面積1㎡以内で、地上高1m以内とする。 色は、茶や黒褐色又はこれに類するものとするよう努める。	
K12	広告物等の高さは、最上端が10mを超えないこと。 野立広告物等の自立広告物は、最上端が高さ5mを超えないように努める。	第2種 広告物
	➡ 伝建地区は、都市計画法上の「第一種低層住居専用地域」に指定されており、10mの高さ制限があります。周辺もそれに合わせて街なみが作られており、景観を守っていくには、高さ10mが一つの鍵になります。	
②意匠		
K13	文字やロゴの表示面積が大き過ぎないように、バランスのとれた看板とする。 和のデザインを取り入れることが望ましい。	
K14	材料は可能な限り天然素材や、それに近い仕上げの素材を用いるよう努める。	
	➡ 漆喰や木材などの伝統的な素材や、仕上げ方も一つの重要な要素です。ステンレスやアルミ等鋼材を使用できますが、色彩に配慮すること。	
K15	電飾看板でなく、照明による演出を工夫する。	
	➡ 上品で暖かみのある雰囲気を作るには、強い光の内照式看板は避け、スポットライト等で照らすなどの演出が望ましいです。 ※ ネオンサイン等による照明は使用しないこととします。	

K16

暖簾を軒に下げる場合は、軒先よりも開口部に近い位置につけるよう努める。

◆ 歴史的景観に調和した看板事例の紹介

■ 野立看板の例



■ 立看板の例



■ 突出看板の例



■ サイン照明の例



■ 壁面看板の例



■ 暖簾の例



